

阿武町診療所等複合施設建設事業
設計・施工一括発注公募型プロポーザル
事業者募集要項

令和7年1月

山口県阿武町

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	選定方法	1
4	受注者の業務範囲	1
5	費用の負担	2
6	契約及び支払	2
7	契約の変更	3
8	発注者及び契約担当課	3
9	参加者の要件	4
10	資格要件	4
11	実施スケジュール	5
12	実施要領	5
13	審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定	7
14	失格条件	7
15	その他	8
別記	リスク分担表	9

1 目的

本プロポーザルは、阿武町（以下「本町」という。）の阿武町診療所等複合施設の建設を行うに当たり、本町の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

阿武町診療所等複合施設建設事業設計・施工業務

（2）業務場所

山口県阿武郡阿武町大字奈古地内

（3）対象施設

- ① 延床面積 1,200㎡程度
- ② 構造種別 建物の構造、階数は事業者の提案による。

（4）業務内容

設計業務、工事監理業務及び建設工事

※ 外構は設計業務のみとし工事は対象外

（5）上限価格

設計業務 30,000,000円（消費税及び地方消費税10%含む）

工事施工監理業務 4,400,000円（消費税及び地方消費税10%含む）

建設工事 780,000,000円（消費税及び地方消費税10%含む）

上記には、建築確認、構造計算適合性判定、省エネ適合性判定、大臣認定・性能評価等の申請手数料を含むものとする。

提案額（参考見積額）が、上限価格を超過した場合は、失格とする。なお、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、上限価格以下で設定するものとする。

（6）履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和8年7月末日までとする。ただし、特定された技術提案書において工期短縮に係わる内容があった場合は、当該技術提案書に記載された履行期間とする。

3 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要項等に基づき提出された技術提案書等の書類を、阿武町診療所等複合施設建設事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、本事業の受注候補者として、選定事業者（優先交渉権者）及び次点を選定する。

4 受注者の業務範囲

本事業を受注する設計者、工事監理者及び施工者（以下「受注者」という。）の業務範囲は、それぞれ次のとおりとする。なお、業務の詳細については、「阿武町診療所等複合施設建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書」【資料2】による。

（1）設計業務

- ① 施設の設計および外構の設計
- ② 地盤調査、縦横断測量、その他施設の建設に必要な各種調査
- ③ 施設の建設に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 工事監理業務

- ① 工事の施工監理
- ② 施設の建設に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ③ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 建設工事

- ① 施設の建設工事の施工（外構工事は別途）
- ② 近隣対策・対応
- ③ 施設の建設に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務等

※ 設計業務、工事監理業務及び建設工事は、上記の業務区分により分離して契約するものとする。

5 費用の負担

本事業における費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 本町の負担

本事業における契約額の上限額は、原則として次のとおりとする。

- ・ 設計業務 30,000,000円（消費税及び地方消費税10%含む）
- ・ 工事施工監理業務 4,400,000円（消費税及び地方消費税10%含む）
- ・ 建設工事 780,000,000円（消費税及び地方消費税10%含む）

かつプロポーザルに提出された価格提案書の提案価格（設計費、工事費、工事監理費のそれぞれの金額）を超えない金額とする。

ただし、追加要求および調査等により、別途必要となる費用は本町との協議による。

(2) 受注者の負担

- ① 受注者は、設計業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用及び工事費用、工事監理費用を負担する。
- ② 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。
 - ※ 造作家具以外の備品の調達については、本工事に含まないが、必要となる什器・備品の提案は、設計業務に含む。
 - ※ 建築確認等の審査手数料については、受注者の負担とする。

6 契約及び支払

本事業における契約及び支払いの概要は、次のとおりとする。なお、その他の詳細は、協定書及び契約書に基づくものとする。

- (1) 優先交渉権者となった選定事業者（又は次点）は、受注者として、本町との間で設計業務委託、工事監理業務委託及び工事請負に係る協定書について速やかに合意するとともに、本町と設計者において設計業務の委託契約を締結する。

また、建設工事の請負契約は、協定書に基づき、設計業務の完了後、選定事業者（設計者）から提出された設計業務の成果品等による設計額に基づき、選定事業者（施工者）と建設工事請負仮契約を締結する。

なお、建設工事請負仮契約は、阿武町議会において建設工事請負契約の締結が可決された場合のみ、可決された日をもって地方自治（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による工事請負契約書とみなすものとし、否決された場合はその効力を失う。

- (2) 工事監理業務の委託契約は、協定書に基づき、建設工事請負契約の締結が可決された後、選定事業者（設計者）から提出された設計業務の成果品等による設計額に基づき、選定事業者（工事監理者）と工事監理業務委託契約を締結する。
- (3) 工事請負契約については、阿武町財務規則（昭和39年規則第5号）に基づく必要な事務

手続を行うこと。

- (4) 受注者が、契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、本町は、当該契約を解除できるものとする。
- (5) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上を納付するものとする。なお、次のいずれかの方法により保証をとること。
 - ① 金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。
 - ② 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。
 - ③ 現金又は担保としての有価証券。
- (6) 契約に係る代金の支払いは、設計業務、工事監理業務及び建設工事のそれぞれの完了後、請求に基づき行うものとする。
- (7) 設計業務及び建設工事について、契約金額が500万円以上であって、受注者が保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき、前払金として、設計業務にあつては契約金額の30%以内、建設工事にあつては契約金額の40%以内の金額を支払うことができるものとする。
- (8) 設計業務及び建設工事について、請求に基づき、出来高の90%（前払金含む）以内で、部分払いできるものとする。ただし、契約金額が500万円以上の場合は2回以内、500万円未満の場合は1回とする。
- (9) 建設工事については、以下の要件を全て満たしている場合に、請求に基づき、中間前払金として契約金額の20%以内の金額を支払うことができるものとする。ただし、契約締結前に中間前払金と部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後は変更することはできない。
 - ① 当初の前払金の支払を受けていること。
 - ② 工期の2分の1を経過していること。
 - ③ 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ④ 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

7 契約の変更

(1) 契約額の変更

契約額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際、リスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。なお、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、本町と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、発注者側のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

8 発注者及び契約担当課

(1) 発注者

山口県阿武町

担当：健康福祉課

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

TEL：08388-2-3115 FAX：08388-2-2090

E-mail：minseill@town.abu.lg.jp

(2) 契約担当課

阿武町土木建築課

TEL : 08388-2-3112 FAX : 08388-2-2090

E-mail : sisetu03@town.abu.lg.jp

9 参加者の要件

- (1) 参加者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」（企業連合）という。）又は単独の企業とする。
- (2) コンソーシアム（企業連合）を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。
なお、コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
 - ① コンソーシアム（企業連合）の構成員は、設計業務及び工事監理業務を担当する者並びに建設工事の施工を担当する者からなるものとする。
 - ② コンソーシアム（企業連合）の代表者には、建設工事の施工を担当する者を充てるものとする。

10 資格要件

(1) 共通事項

- ① 令和5年度・令和6年度の阿武町競争入札参加資格者として登録されている者。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。第167条の4第1項に該当しない者。
- ③ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者。
- ④ 阿武町建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間を経過している者。
- ⑥ 入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。
- ⑧ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者でないこと。

(2) 設計者及び工事監理者の資格要件

設計業務及び工事監理業務に従事する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 令和5年度・令和6年度の阿武町競争入札参加資格者として、登録種目「測量・建設コンサルタント等」に登載され、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。
- ② 山口県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等を置く者。
- ③ 公告日前10年の間で、本業務対象施設の診療所300㎡以上を設計者については設計業務、工事監理者については工事監理業務を公官庁又は民間から元請として受注（1件の契約が500万円以上）したことがある者（履行が完了していること）
- ④ 配置予定の管理技術者は、公告日において設計者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。また、工事監理者は、公告日において工事監理者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。
- ⑤ 配置予定の管理技術者は、本業務対象施設の診療所300㎡の設計業務において担当者として

して従事した実績を有すること。

- ⑥ 配置予定の工事監理者は、延床面積1,000㎡以上の公共又は民間施設の工事監理業務において担当者として従事した実績を有すること。

(3) 施工者の資格要件

施工業務に従事する者は、以下の要件を全て満たす者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 令和5年度・令和6年度の阿武町競争入札参加資格者として、「建築一式工事」に登載され、山口県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等を置く者。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者。
- ③ 建築一式工事における経営事項審査の総合評定値（P点）が700点以上の者。
- ④ 公告日前10年間で延床面積1,000㎡以上の当該工種に係る建設工事を公官庁又は民間から受注（1件の契約額が2億円以上）したことがある者（履行が完了していること）
- ⑤ 配置予定の監理技術者は、延床面積1,000㎡以上の建設工事において主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者。
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定されている営業所における専任の技術者は、監理技術者になることはできない。

11 実施スケジュール

実施スケジュールは下表のとおりとする。

項 目	時 期
公告・公募手続きの開始	令和7年1月15日(水)
質問書の提出	令和7年1月16日(木)～21日(火)
質問への回答	令和7年1月23日(木)
一次審査書類（参加表明書等）の提出	令和7年1月24日(金)～31日(金)
一次審査結果の通知	令和7年2月6日(木)
二次審査書類（技術提案書）の提出	令和7年2月12日(水)～25日(火)
技術提案に関するプレゼンテーション・二次審査	令和7年3月4日(火)
受託候補者の選定（二次審査結果の通知・公表）	令和7年3月5日(水)

12 実施要領

(1) 本プロポーザルに関する資料の配布

① 配布期間

令和7年1月15日（水）から

② 配布方法

本プロポーザルの実施については、本町の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。

(2) 質問の提出及び回答

① 質問の提出

ア 提出期間

令和7年1月16日（木）から令和7年1月21日（火）まで

イ 提出方法

募集要項等に関する質問書（阿武町診療所等複合施設建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル提出書類作成要領（様式集）【資料1】の（様式4-1）を事務局へ電子メール又はファクシミリにより送信してください。口頭、電話等による質問は受け付けない。また、電話で電子メール又はファクシミリの受信を確認すること。

② 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和7年1月23日（木）にホームページにおいて公表するものとし、質問に対する回答をもって、募集要項等の補完、追加、修正とする。なお、回答に当たっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(3) 提出書類の作成及び提出

提出書類は「阿武町診療所等複合施設建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル提出書類作成要領(様式集)」【資料1】に従い作成し、以下により提出する。

① 参加表明書等の提出

ア 提出部数：正1部、副1部

イ 提出書類

様式	名 称	備 考
1-1	参加表明書	
1-2	委任状	企業連合で参加の場合のみ提出
1-3	企業連合概要表	企業連合で参加の場合のみ提出
1-4	企業連合連絡先一覧	企業連合で参加の場合のみ提出
1-5	設計者又は工事監理者に関する資格確認調書	
1-6	施工者に関する資格確認調書	
—	納税証明書（発行の日から3箇月以内のもの） ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明（その3の3） ・「法人事業税」	全ての構成員分提出

ウ 提出期間

令和7年1月24日（金）から令和7年1月31日（金）まで

エ 提出方法

事務局に郵送（簡易書留又は書留）により提出してください（期日必着）。

オ 提出後、本業務への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。

なお、様式は任意とする。

② 技術提案書等提出

ア 提出部数：正1部、副15部

イ 提出書類

様式	名 称	備 考
2-1	技術提案書提出書	
2-2	価格提案書	設計費、工事費、工事監理費毎に作成する。
2-3	価格提案内訳書	設計費、工事費、工事監理費毎に作成する。
2-4	類似施設の実績概要書	対象施設の類似施設の設計及び施工の実績を記載
2-5	事業計画に関する提案書（A3版2枚以内）	事業実施体制、工程計画上の工夫、リスク管理計画等についての提案を記載する。
2-6	施設計画に関する提案書（A3版2枚以内）	計画コンセプト、配置計画、施設計画、景観計画、魅力的な施設設計等についての提案を記載する。

2-7	事業工程表	
2-8	建築計画概要表	提案建物の諸元等を記載する。
3-1	設計図書（表紙）	
3-2	全体配置図 （縮尺：任意）	施設、外構及び周辺道路を図示する。
3-3	平面図（縮尺：1/200） A 3 版	・施設の各階平面図を図示する。 ・平面図には室名・床面積を記載する。
3-4	断面図（縮尺：1/200） A 3 版	・断面位置は任意とし、2 面以上とする。 ・切断位置が分かるようキープランをつけること。
3-5	立面図（縮尺：1/200）	・2 面以上とする。

ウ 提出期間

令和 7 年 2 月 1 2 日（水）から令和 7 年 2 月 2 5 日（火）

エ 提出方法

事務局に郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。（郵送の際は、期日必着とする）。

オ 提出後、本業務への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。なお様式は任意とする。

13 審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定

（1）審査体制

選定に係る審査は、別に定める阿武町診療所等複合施設建設事業事業者選定委員会設置要領により設置された審査委員会が行う。

（2）審査方法

参加者から提出された技術提案書等について、阿武町診療所等複合施設建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者評価基準（以下「評価基準」という。）

【資料 3】に基づき審査を行う。

（3）選定事業者（優先交渉権者）等の選定

① 審査は 2 段階で行う。本町による一次審査は、資格要件の適格審査を行う。要件を満たしていない場合は、失格とする。審査委員会による二次審査は、定性的事項の評価、定量的事項の評価を行う。

② 参加者の中から価格と価格以外の技術提案の要素を総合的に評価し、一定の基準以上でありかつ、最も優れた提案を行ったものを選定事業者として 1 者、選定事業者の次に優れた提案を行った者を次点として 1 者選定する。なお、一定の基準とは、審査において総評価点の 50 パーセント以上を獲得することとする。

また、本町は、選定事業者との間で優先的に協定書の合意に関する交渉を行うものとし、選定事業者と交渉が整わない場合に、次点と交渉を行うものとする。

③ 応募者が 1 者の場合は、提案内容が審査により一定の基準を満たした場合は、その者を優先交渉権者として選定する。

（4）選定結果の通知

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに、選定事業者及び次点を公表する。なお、電話による結果の回答は行わない。

14 失格条件

（1）提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの

- ② 指定する作成様式又は記載上の留意点に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) この要項に定める手続以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに関連して本町が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱う。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。また、現場説明会も実施しないので、現場への立ち入りを希望する場合は事前に阿武町役場健康福祉課へ連絡すること。なお、立ち入りについては、令和7年1月15日（水）から令和7年1月31日（金）までの間で、本町が指定する日時とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加者につき1件とする。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本町が審査上必要として求めたもの又はやむを得ないものとして認めたものについてはこの限りではない。
- (5) 本町は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できるものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、申込者に帰属する。また、提出書類は、原則として返却しない。
- (7) 採用する技術提案書等の使用権は、本町に帰属するものとする。
- (8) 参加者は、本プロポーザル及びその後の設計・施工等への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- (9) 本町は、選定事業者の案の公表など本事業に関する報告、広報、周知の目的以外には、提案書類その他の公表は行わないものとします。ただし、情報公開の請求により開示する場合がある。
- (10) 審査結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。
- (11) その他の詳細については、協定締結時に本町及び受注者により誠意をもって協議するものとする。

別記 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			発注者	受注者
技術条件	工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		○
	設計	受注者の提案内容、判断の不備によるもの		○
	計画変更	発注者の提示条件・指示の不備、要望による設計・施工条件の変更によるもの	○	
	その他	施工方法に関する技術提案等		○
自然条件	湧水・地下水	予見不可能な湧水の発生に対する地下水位の影響等	○	
		上記以外		○
	支持地盤	予見不可能な軟弱地盤、杭工事におよぼす支持地盤の影響等（※地盤調査の結果、特殊基礎が必要となった場合等）	○	
		上記以外		○
	作業用道路・ヤード	工事用道路・作業スペースの制約		○
社会条件	地中障害物	与条件として明示していない地下埋設物等、地中内の作業障害物の撤去、移設	○	
		上記以外		○
	近接施工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等		○
	騒音・振動・大気	周辺住民に対する騒音・振動・排出ガスの配慮		○
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		○
	作業用道路	生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮		○
	作業用ヤード	建用地外での別途ヤード確保		○
	建設副産物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		○
	その他	上記にあげるもの以外の環境・日照対策、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		○
マネジメント特性	住民対応	本事業自体に関する近隣住民への対応	○	
		上記以外の近隣住民への対応		○
	関係機関対応	関係行政機関等との調整		○
	議会の議決	工事請負契約について、議会の議決を得られないことによる本事業の中止・遅延	○	
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		○
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）		○
	安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		○
	その他	災害時の応急復旧等		○
その他	募集要項等	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	
	政策変更	政策変更（事業の取り止め、その他）等による事業への影響	○	
	不可抗力	災害（地震、豪雨、風雪等）の発生	○	○
	人為的なミス	設計のミス、積算の誤り		○
	法律基準等の改正	法規の改正による設計変更、基準や指針改正による設計変更、税制改正による工事費の変更	○	
	工事費増加	発注者の責めに帰すべき事由により工事費の増加があった場合	○	
		災害（地震、豪雨、風雪等）の発生等の不可抗力により工事費の増減があった場合	○	○

		上記以外の理由により工事費の増減があった場合		○
	工期遅延	発注者の責めに帰すべき事由により工事の遅延があった場合	○	
		災害（地震、豪雨、風雪等）の発生等の不可抗力により工事の遅延があった場合	○	○
		上記以外の理由により工事の遅延があった場合		○
	物価変動	プロポーザル公告時点から工事契約時点までの資材・労務費の変動	○	○

※リスク分担先が発注者及び受注者の両方となっている事項の分担割合は、両者の協議による。また、このリスク分担項目にないものは、両者が協議して定める。